

京都市におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋の削減に関する協定

株式会社 平和堂、協定参加市民団体（以下、市民団体という。）、京都市レジ袋有料化推進懇談会及び京都市は、低炭素社会構築と循環型社会構築に向けた環境配慮行動を推進し、次世代の子供たちによりよい地球環境を引き継ぐことを目指し、本協定を締結し、以下の件を協働して取り組みます。

- 1 株式会社 平和堂は、京都市内の各店舗において、お客さま（市民）に対し、マイバッグ等の持参を呼びかけるとともに、レジ袋の無料配布を行わず、レジ袋削減を図る活動を推進します。
- 2 株式会社 平和堂は、京都市内全店舗において、マイバッグ等の持参率 80%以上を目標とし、平成 27 年 10 月 1 日よりレジ袋の無料配布を中止し、有料にて販売します。
- 3 株式会社 平和堂は、レジ袋収益金をリサイクル推進等の環境保全活動や地域貢献活動等に使用し、その内容を定期的に社会へ報告します。
- 4 株式会社 平和堂は、レジ袋の削減を図る活動状況及び目標数値について、定期的に京都市レジ袋有料化推進懇談会に報告するとともに公表します。
- 5 市民団体は、マイバッグ等の持参によるレジ袋の削減を市民に呼びかけ、運動を拡大します。また、株式会社 平和堂の京都市内の各店舗のレジ袋の削減を図る活動を積極的に支援します。
- 6 京都市レジ袋有料化推進懇談会は、株式会社 平和堂と協力して、京都市内の各店舗におけるレジ袋の削減を図る活動を支援するとともに、その効果を調査し、これを評価・公表することを通して、本活動の更なる拡大を目指します。
- 7 京都市は、「京都市地球温暖化対策条例」、「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」及び「新・京都市ごみ半減プラン—京都市循環型社会推進基本計画（2015－2020）—」の趣旨に基づき、株式会社 平和堂の京都市内の各店舗におけるレジ袋の削減を図る活動について効果的な PR を行うことによって支援します。
- 8 本協定は自由に締結参加、脱退することができます。ただし、脱退する場合は京都市レジ袋有料化推進懇談会へ報告し、協定書を破棄又は返却することとします。
- 9 この協定に定める事項を変更しようとするとき、この協定に定めのない事項が必要が生じたとき、または、この協定に関し疑義が生じたときは、協定締結当事者で協議の上、定めるものとします。

平成 27 年 6 月 24 日

株式会社 平和堂
代表取締役社長

夏原 千和

パートナーシップ団体
京都市ごみ減量推進会議

会長 高月 純

京のアジェンダ 21 フォーラム

代表 内藤 正典

市民団体

京都市地域女性連合会

会長 佐伯 久子

特定非営利活動法人コンシューマーズ京都
(京都消団連)

理事長 岸 強

特定非営利活動法人環境市民

代表 坂本 幸三

京都市生活学校連絡会

会長 岩谷 道子

白川源流と疏水を美しくする会

会長 村松 光男

ふろしき研究会

代表 林田 知都子

京都市ごみ減量めぐくん推進友の会

会長 山内 第

住みよい京都をつくる婦人の会

会長 森 智恵子

こぶしの会

代表幹事 小本 己根子

京都市

市長 門川 大作

京都市レジ袋有料化推進懇談会

座長 卯巻 孝